業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務(設計)実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和3年度横浜市観光動態消費動向調査業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

横浜市内

4 予算

総額30,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)以内とする。 提案書提出時には、積算内訳を記した参考見積書を提出するものとする。

5 業務目的

- (1) 国内外から横浜市内を訪れる観光入込客の動態や回遊性、訪問先、消費額等について、実態がつかめる手法を用いて定量的に把握・評価する。
- (2) 観光入込客数(実人数)及び観光消費額を算出し、観光が横浜市内経済にもたらす効果を数値的に明らかにする。
- (3) 観光産業の振興を図るための実態分析、施策立案のための基礎資料として活用する。

6 用語の定義

(1) 観光

余暇、ビジネス、その他の目的のため、横浜市内で継続して1年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動とする(ただし、交通機関の乗務、通勤や通学、転居のための片道移動、出稼ぎを除く)。

(2) 観光地点

観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設またはツーリズム等の観光活動の拠点となる地点を意味し、日常的な利用、通過型の利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としない。

(3) イベント

常設または特設の会場施設において行われる博覧会、コンサート、スポーツ 観戦、映画祭、コンベンション・国際会議、見本市等で、市外からの集客を見 込んでいるもの、10,000人以上の集客があるものを対象とする。ただし、地元 住民が実施主体となり、主な目的が地域活性化や住民交流等となっているもの、区民及び市内隣接区からの参加者合計が5割以上のものは対象外とする。

(4) 観光入込客

横浜市内へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者とする。本業務では、観光地点及びイベント、宿泊施設(以下、「観光地点等」という)を訪れた者を観光入込客とする。

(5) 訪日外国人客

本業務では、観光入込客のうち、日本以外の国に居住し、観光地点等を訪れた者を訪日外国人客とする。

(6) 国内客(※独自の定義)

本業務では、観光入込客のうち、日本に居住し、観光地点等を訪れた者を国 内客とする

(7) 宿泊

本業務では、横浜市内の観光入込客のうち、横浜市内に1泊以上宿泊した場合を宿泊とする

(8) 日帰り

本業務では、横浜市内の観光入込客のうち、横浜市内で宿泊しなかった場合を日帰りとする(旅行中に市外で宿泊している場合、横浜市内で宿泊しなかった場合は日帰りとする)。

(9) 観光地点等入込客数(延べ人数)

観光地点等ごとの観光入込客の総数

(10) 観光入込客数(実人数) (=観光集客実人員)

横浜市内の観光地点等を訪れた観光入込客をカウントした値で、1人の観光 入込客が横浜市内の複数の観光地点等を訪れたとしても、1人回と数える

(11) 訪問地点数 (=立ち寄り箇所数)

観光入込客1人の1回の旅行において、横浜市内で訪問した観光地点等の数

(12) 観光消費額単価 (=平均消費額)

観光入込客1人の1回の旅行における横浜市内での観光消費額

(13) 観光消費額

横浜市内を訪れた観光入込客の消費の総額。観光入込客数と観光消費額単価 を掛け合わせることで算出する。

7 委託業務概要

(1) 来訪者数調查

横浜市内への来訪者について、その実態がつかめるように全体量(来訪者 数)を把握するための調査方法を提案し、実施すること。今後の観光施策の指標となり得ることから、継続実施の実現性を踏まえた手法とすること。

また、属性(居住地、年齢、性別)による傾向についての分析も行うこと。

ア 調査対象

2021年1月~12月の間の横浜市内への来訪者数

イ 調査項目

- ・下記の必須項目を必ず含めることとし、本調査の目的達成にふさわしい 項目を任意で提案し、追加することができる。
- ・下記の必須項目について、本調査のみで算出することができない場合で、「7(3)来街者アンケート調査」の結果を活用して推計値を算出する場合は、その旨を提案書に明記すること。
- ・横浜市内への全体量(来訪者数)については、拡大推計を行い算出する こと。また、算出された人数が延べ数なのか、実人数なのかがわかるよ うに提案書に明記すること。

<必須項目(下表の内訳がわかるようにすること)>

身	集計単位		・四半期ごと
	内訳 ※平日・休 日別以下	居住地別人数	・国内は都道府県別 (神奈川県は、横浜市内/市外別に集計)・訪日外国人は国別
	は、居住地別に集計で	平日·休日別人数	
	きるようにすること	年齢別人数	・10歳ごとの年代別
		性別人数	

(2) 観光消費額調査

横浜市では、市内経済活性化を目的として観光・MICEの振興に取り組んでおり、観光消費額の増を図るため、様々な事業を展開している。

そこで、横浜市内への来訪者の消費動向をより正確に把握するための調査方法を提案し、実施すること。消費動向については、今後の観光施策の指標となり得ることから、継続実施の実現性を踏まえた手法とすること。

また、決済手段と、属性(発地、年齢、性別)、使途、滞在方法、旅行形態の関係性についての分析も行うこと。

ア 調査対象

2021年1月~12月の間の横浜市内への来訪者の消費金額

イ 調査項目

- ・下記の必須項目を含めることとし、本調査の目的達成にふさわしい項目 を任意で提案し、追加することができる。金額の単位は「円」とする。
- ・下記の必須項目について、本調査のみで算出することができない場合で、「7(3)来街者アンケート調査」の結果を活用して推計値を算出する場合は、その旨を提案書に明記すること。

<必須項目(下表の内訳がわかるようにすること)>

総	総額		・国内、訪日外国人別の年間合計
	内訳	居住地別	・国内は都道府県別
	※来訪目 的別以下		(神奈川県は、横浜市内/市外別に集計) ・訪日外国人は国別

は、居住	来訪目的別	・観光/ビジネスなど
地別に集	使途別	・交通/宿/飲食/アクティビティ/土産など
計できる ようにす	滞在方法別	・宿泊/日帰り
ること	旅行形態別	・団体/個人
	年齢別	・10歳ごとの年代別
	性別	

(3) 来街者アンケート調査

横浜市内への観光入込客の動態や回遊性、立寄り先、消費額等を定量的に把することを目的として、観光入込客への対面アンケート調査を行う。

調査結果をもとに、観光入込客の属性別構成比、平均訪問地点数、観光消費 額単価を算出することと合わせて、設問間でのクロス集計を行い、観光入込客 の属性別の動態や消費行動について分析を行うこと。

ア 調査手法

対面での聞き取り調査とし、対象者の回答を調査員が記入すること

イ 調査地点

横浜市内の観光入込客の動態や回遊性、立寄り先、消費額等を定量的に 把握できるよう、市内の観光地点から調査地点及び地点数を提案するこ と。ただし、地点数は3地点以上設定すること。

ウ 調査対象及びサンプル数

- ・横浜市内の観光入込客
- ・1回につき1,500サンプル以上(国内客1,000サンプル以上、訪日外国 人客500サンプル以上)×年4回=計6,000サンプル以上
- ・訪日外国人客については、国籍別のサンプル数の基準は設定しない。
- ・日本国内に居住している外国人は対象外とする

エ 調査項目

- ・下記の必須項目を必ず含めることし、「8「観光入込客数(実人数)」、「観光消費額(単価、総額)」」の算定に必要な項目、その他本調査の目的達成にふさわしい項目を任意で提案し、追加することができる。
- ・ 具体的な設問や回答の選択肢については、横浜市と協議のうえ決定する。

<必須項目>

1	居住地	・国内は都道府県別
		(神奈川県は、横浜市内/市外別に集計)
		・訪日外国人は国別
2	性別	・男性/女性
3	年齢	・10歳ごとの年代別
4	職業・業種	
5	所得層	・年収別
6	来訪目的	
7	利用交通機関	・居住地から調査地点までの利用交通機関
8	同伴者・人数	

9	滞在方法	・宿泊/日帰り
10	滞在時間(日帰り、	
	市外泊の場合)	
11	宿泊地	・都道府県別(神奈川県は、横浜市内/市外別)
	(宿泊の場合)	
12	泊数	・横浜市内/市外別に集計できるようにすること
	(宿泊の場合)	
13	宿泊施設の種類	・ホテル/旅館/親類・知人宅/民泊/その他
	(宿泊のみ)	
14	来訪形態	・団体/個人
15	使途別支出額	①旅行会社への支払い金額(パッケージ旅行や団
	(一人あたりの金	体旅行利用の場合)、②宿泊費、③市内交通費
	額、②~⑧は横浜市	(利用交通機関別)、④飲食代、⑤お土産代、⑥
	内での支出額)	買物代、⑦施設等入場料、⑧イベント等参加費、
16	市内滞在中の決済手	・現金、クレジットカード、ICカード、QRコー
	段	ド、その他
17	市内の訪問地点	・地点名と地点間の移動手段
18	訪問回数	・横浜訪問は今回が何回目か
19	今回横浜でやったこ	
	と (やること)	
19	再訪意向	
20	次回訪問時にやりた	
	いこと、行きたい場	
	所	
21	満足度	・今回訪問時の満足度
22	自由意見	

才 調査日

年4回実施することとし、調査日は契約締結後、横浜市と調整のうえ、 決定する。各回の実施日数は、ウのサンプル数が確保できる日数を提案す ること。

第1回(春季)	2021年5~6月中の1日以上
第2回(夏季)	2021年7~8月中の1日以上
第3回(秋季)	2021年9~10月中の1日以上
第4回(冬季)	2021年11~12月中の1日以上

カ調査票

- ・調査票の形式は指定しないが、調査対象に提示できるような形式で作 成することとし、提案書に調査票の形式を記載すること。
- ・いずれの形式をとる場合でも、必要数を受託者が準備すること。

キ 調査言語

・日本語及び外国語 (調査対象の言語に対応できるようにすること)

ケ 謝礼品

- ・アンケート協力者に対して、謝礼品を提供する場合は、予算の範囲内 で受託者が必要数を準備すること。
- ・飲食物は不可とし、横浜市内での回遊性向上や再訪意欲喚起につなが るもので、謝礼品の内容や配布のやり方については、事前に横浜市と

調整すること

- ・横浜市から配布依頼があったものについては、謝礼品とともに配布すること。この場合、必要数を横浜市から受託者指定場所1か所に配送し、袋詰め等の配布に必要な作業は受託者が行うこと。
- コ 調査実施にかかる許可申請、調査地点への協力依頼
 - ・調査地点への協力依頼は横浜市が行うが、調査実施のための具体的な 日時等の連絡・調整は受託者が行う。また、施設ごとに調整を行った 上で変更等がある場合は、横浜市へ報告をすること。
 - ・道路や公園使用の申請は横浜市が行うこととし、受託者は申請手続き にかかる日数を考慮したうえで、横浜市と調査日程の調整を行うこと
 - ・道路や公園など使用許可が必要な場所での調査を行う場合は、許可証 の写しを携帯し、管理者から求められた場合は提示すること。

サ 調査員

- ・調査員の確保は受託者が行うこと。
- ・調査票記入時の留意事項やアンケート協力者への対応方法などをまと めた資料に基づき、調査員に対し事前研修を実施すること。
- シ 新型コロナウイルス感染症の流行を受けた対応
 - ・厚生労働省が示す感染予防対策に基づき、調査員及び調査対象者の感 染予防に十分配慮すること
 - ・人出の減少、調査地点となる施設の休業等により調査地点が確保できない、調査対象者が感染リスクを懸念し、調査協力が得られないなど、受託者の責めによらない事由によりサンプル数がウで定める数量に達しない場合の対応は、横浜市と受託者で協議の上決定する。

(4) 観光地点等入込客数調査(多言語対応アンケート調査含む)

ア 調査期間

	調査票配布	調査票回収
第1回(上期2021年1~6月分)	2021年7月上旬	2021年7月下旬
第2回(下期2021年7~12月分)	2022年1月上旬	2022年1月下旬

イ 多言語対応アンケート調査

- ・第1回観光入込客数調査と同時に調査票を配布、回収すること。
- ・調査票は横浜市が作成したデータを受託者に提供し、受託者が必要数 を準備すること
- ・第1回で未回答又は未回収施設については、第2回観光入込客数調査 時に再度調査票を配布し、回答依頼すること。

ウ 調査の実施方法

- ・観光入込客数調査回答票(資料2)及び多言語対応状況調査回答票 (資料3)を、それぞれ対象施設数印刷(約300施設)し、対象施設へ依頼文等を発送し、調査回答票を回収し、集計すること。
- 調査対象施設一覧は横浜市が受託者に提供する。
- ・発送、回収の手段は、郵便、FAX又はEメール等を用いることと

し、郵送用封筒を使用する場合は、横浜市が封筒(長3判または角2 判サイズ)を提供するため、必要数量を3か月前までに申し出ること。

- ・回収率を高めるための方策を検討し、実施すること。
- ・提出期限までに回答がない施設に対しては、督促を行うなど、調査の 精度を高めるため、可能な限り多くの施設から回答を得られるように すること。
- ・調査票の印刷費、発送、回収にかかる郵送費、調査対象施設との連絡 調整にかかる通信費等、調査票の発送から回収、督促までにかかる費 用は受託者が負担すること。

工 調査対象(約300施設)

調査対象施設一覧については、各回調査実施前に横浜市から提供するが、新規開業施設、改装等による休業施設又は廃業施設等の情報を受託者が入手した場合は、随時、横浜市に情報を共有し、対象施設を加除する

観光施設	102件
観光交通機関	14件
宿泊施設(ホテル・旅館等)	137件
商業施設・文化・スポーツ施設	43件
観光イベント	本市より数値を提供

- ※上記の件数は、2020年12月時点で把握している件数であり、令和3年度の調査時には、件数が増減する可能性がある。
- オ 宿泊施設の入込客数について(「宿泊旅行統計調査」の横浜市データ集計)
 - ・横浜市では、宿泊施設の入込客数は7(4)ウ及びエのとおり、観光目的での利用が見込まれるすべての施設に対して調査を行っている。 2021年以降、観光入込客数(実人数)及び観光消費額を算出するにあたり、宿泊施設の入込客数について、従来のとおり7(4)ウ及びエの入込客数とするか、観光庁の「宿泊旅行統計調査」のデータを活用するかを比較検討するため、観光庁の「宿泊旅行統計調査」の横浜市分の調査票情報(月別)の集計を行うこと。
 - ・「宿泊旅行統計調査」の調査票情報利用にあたり、観光庁への申請手続きは横浜市が行う。申請にあたり必要となる受託者の情報について、横浜市から提供依頼があった場合は対応すること。
 - ・横浜市分の調査票情報(月別)は、観光庁から横浜市が提供を受け、 受託者に提供する。
 - ・調査票情報の取扱いにあたっては、総務省が定める「調査票情報等の 管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に沿って対応す ること
 - ・集計項目は次のとおりとする。
 - (ア) 横浜市内の延べ宿泊者数(国内客)の居住地(都道府県)別集計 (月別)
 - (イ) 横浜市内の延べ宿泊者数(訪日外国人客)の国籍別集計(月別)

・横浜市の集計結果について、他都市や国全体の傾向と比較分析すること。また、7(4)ウ及びエの調査結果とも比較分析すること。

(5) 主要公園歩行者流動量調査

「7(4)観光地点等入込客数調査」では把握することができない、観光目的の訪問率が高い主要公園などの入込客数を算出するため、歩行者及び自転車の数を計測し、近隣駐車場利用者数等により補正を行い、年間来訪者数を推計する。

ア 調査方式及び内容

- ・各調査地点の調査ポイントに調査員を配置し、当該断面を通る歩行者及 び自転車の数を計測すること
- ・上記の計測値を、近隣駐車場等の月別利用者数を用いて補正し、年間来 訪者数を推計すること。

イ 調査時期・期間

- ・調査時期:2021年10月(平日1日及び休日1日の各日午前8時から午後 10時まで14時間)
- ・日程は横浜市と協議の上決定する。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により、上記の時期に実施することが 困難な場合や、有効な調査結果が得られないと市が判断した場合は、横 浜市と受託者で協議のうえ、調査日を決定する。

ウ 調査地点

- ・山下公園、横浜赤レンガ倉庫、横浜中華街、港の見える丘公園の4地点 とする。
- ・各調査地点の調査ポイントは横浜市と調整し、調査地点ごとに4~6か 所設置する。

エ 調査実施にかかる許可申請、調査地点への協力依頼

- ・調査地点への協力依頼は横浜市が行うが、調査実施のための具体的な日時等の連絡・調整は受託者が行う。また、施設ごとに調整を行った上で変更等がある場合は、横浜市へ報告をすること。
- ・道路や公園使用の申請は横浜市が行うこととし、受託者は申請手続きに かかる日数を考慮したうえで、横浜市と調査日程の調整を行うこと
- ・道路や公園など使用許可が必要な場所での調査を行う場合は、許可証の 写しを携帯し、管理者から求められた場合は提示すること。

オ 調査実施時の注意点

- (ア) 調査実施にあたっては、各地点の責任者と、全体を監督する統括責任 者を設置する。
- (4) 計測時に必要となるカウンターや椅子等は受託者が準備すること。
- (ウ) 季節変動の補正を行うための近隣の駐車場や観光施設等の月別利用者数 のデータは横浜市が提供する。
- (エ) 受託者は、調査日前には週間天気予報等での情報収集を行い、横浜市への情報提供及び共有を行うこと。

- (オ) 横浜市が、観光地点等入込客が流動しない状況(荒天等)と判断した場合には、調査日前々日正午までは調査日の変更連絡を行うことがあるため、平日・休日の予備日を各1日以上設定し、人員確保をすること。
- 8 「観光入込客数(実人数)」、「観光消費額単価」、「観光消費額」の算出について
 - (1) 業務内容 7(3)~(5)に基づいて、表 8-1~8 -4 のとおり「観光入込客数(実人数)」、「観光消費額単価」、「観光消費額」を算出すること。また、業務内容 7(1)~(5)の結果を活用し、表 8-5、8 -6 の数値を算出する方法を提案すること。
 - (2) 表 $8-1\sim8-4$ の算出について
 - ・観光地点等入込客数のうち宿泊については、「ア 手法1 (7(4) ウ及 びエの結果を用いた場合)」と「イ 7(4) オの結果を用いた場合の2通りで算出すること。なお、表 $8-1\sim8-4$ の人数及び金額は、国内客と訪日外国人客の合計値とする。

ア 手法1 (7(4) ウ及びエの結果を用いた場合)

	観光入込客数(実人数)(人)	観光消費額(円)
宿泊	Α	С
日帰り	В	D
合計	A + B	C + D

(表 8 - 1)

	観光消費額単価(円)
宿泊	E
日帰り	F
合計	E+F

(表8-2)

- A = 観光地点等入込客数 (宿泊) [7(4) ウ及びエ] ÷ 平均宿泊数 [7(3)]
- B=((観光地点等入込客数(観光施設+観光交通機関)
 - +主要公園等の年間来訪者数[7(4)ウ及びエ、7(5)])
 - (A×観光地点平均訪問地点数(宿泊) [7(3)]))
 - ÷観光地点平均訪問地点数(日帰り)[7(3)]
- $C = A \times E$ (観光消費額単価(宿泊) [7(3)])
- D=B×F (観光消費額単価(日帰り)[7(3)])
- ※[]内は、算出のもととなる調査項目

イ 手法2 (7(4)オの結果を用いた場合)

	観光入込客数(実人数)(人)	観光消費額(円)
宿泊	G	I
日帰り	Н	J
合計	G+H	I + J

(表8-3)

	観光消費額単価(円)
宿泊	К
日帰り	L
合計	K + L

(表8-4)

G=横浜市内延べ宿泊者数[7(4)オ]÷平均宿泊数[7(3)]

H=((観光地点等入込客数(観光施設+観光交通機関)

- +主要公園等の年間来訪者数[7(4) ウ及びエ、7(5)])
- -(G×観光地点平均訪問地点数(宿泊)[7 (3)]))
- ÷観光地点平均訪問地点数(日帰り) [7(3)]

 $I = G \times K$ (観光消費額単価(宿泊)[7(3)])

J=H×L (観光消費額単価(日帰り)[7(3)])

※[]内は、算出のもととなる調査項目

(3) 表8-5、8-6の数値の算出方法の提案

- ・業務内容 7(1)~(5)の結果を活用し、「観光入込客数(実人数)」、「観光消費額単価」、「観光消費額」について、表8-5、8-6の数値を算出する方法を提案すること
- ・業務内容 7(1)~(5)の調査結果からは算出することができない項目がある場合は、その理由を提案書に記載すること

	観光入込客数(実人員)(人)					観光消費額(円)						
	観光目的		観光目的	ビジネス目的		ビジネス	観光目的		観光目的	ビジネス目的		ビジネス
	国内客	訪日 外国人客	合計	国内 客	訪日 外国人客	目的 合計	国内客	訪日 外国人客	合計	国内客	訪日 外国人客	目的 合計
宿泊												
日帰り												
合計 (宿泊+日帰り)											(-1	

(表 8 - 5)

	観光消費額単価 (円)					
目的別	観	光	ビジネス			
国内外別	国内 客	訪日 外国人客	国内 客	訪日 外国人客		
宿泊						
日帰り				÷ 0 0 1		

(表8-6)

9 報告書の作成・提出について

(1) 集計結果の報告

- ・7(1)~(5)の調査について、調査実施後、単純集計結果がまとまり次 第、随時、横浜市に集計データを提出すること
- ・データの形式はMicrosoft Excelとする。

(2) 中間報告(2021年11月末)

- 7(1)~(5)の調査について、2021年10月末までに実施した調査の単純集 計結果まとめ、横浜市に報告すること
- ・調査結果のデータをクリーニングし、無効票を排除した上で、調査ごと、 調査項目ごとに分類・整理すること。
- ・単純集計結果とあわせて、単純集計結果から分析できることを中間報告に 盛り込むこと
- ・報告用データの形式はMicrosoft Excel、Microsoft PowerPoint、Microsoft Wordのいずれかとする。

(3) 最終報告(2022年3月上旬)

- ・7(1)~(5)の調査の最終的な集計・分析内容と、8により算出した 「観光入込客数(実人数)」、「観光消費額単価」、「観光消費額」について報告書を作成し、横浜市に提出すること
- 7(1)~(5)の調査結果の分析については、各調査の項目間のクロス集計とあわせて、2以上の調査間での分析を行うこと。なお、分析の対象とする調査項目については、中間報告の内容をもとに、横浜市と受託者で協議のうえ選定する。
- ・分析は、今後の施策策定に活用するため、居住地エリアや来訪目的、滞在 時間別での分析やそれに類するものとすること
- ・観光庁等が実施する調査における全国、3大都市圏(東京、名古屋、大阪) と比較した際の横浜市の特徴について、分析すること。
- ・最終報告には、集計結果(単純集計及びクロス集計)、集計結果の分析と 考察を盛り込むこと。
- ・報告書データの形式はMicrosoft Excel、Microsoft PowerPoint、 Microsoft Wordのいずれかとする。
- ・報告書は詳細版と概要版の2種類を作成すること。
- ・カラーで作成可とするが、色分けしたグラフ等はモノクロ印刷でも識別で きるよう表現の工夫をすること
- ・ 先に詳細版を横浜市に提出することとし、詳細版の掲載項目のうち、横浜 市が選定した項目から概要版を作成すること

10 納品について

(1) 納品物

・最終報告後、次のものを納品すること

中間報告データ	1部	・データの形式はMicrosoft Excel、
		Microsoft PowerPoint、Microsoft Word⊘
		いずれかとする
		・DVDまたはCD-Rに保存し、提出すること
最終報告書 (詳細版)	7部	・カラー印刷、製本したもの
最終報告書 (概要版)	7部	・カラー印刷、製本したもの
業務実施にあたり疑義又	1通	・データ (Microsoft Word)
は考え方の確認、協議事		
項等をまとめたもの		
各調査の報告書及び分析	1枚	・データの形式はMicrosoft Excel、
データ (Microsoft		Microsoft PowerPoint、Microsoft Wordの
Word、Excel、PDF)と各		いずれかとする
種ローデータを収めた電		・DVDまたはCD-Rに保存し、提出すること
子媒体		

(2) 提出期限

・2022年3月25日までとする。

11 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項について 本業務あたっては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵 守すること

12 個人情報の取扱いについて

本業務中に、目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

また、本業務中に知り得た個人情報等(写真含む)の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること

13 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、本市の意図について熟知の上、 作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (2) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (3) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典などは全て明確にしておくこと。
- (4) 本業務に関して必要となる備品類等は受託者が準備すること。
- (5) 本業務に関するデータは原則として委託者に帰属する。
- (6) 本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること。
- (7) 本業務の履行に係る成果物(印刷物等)の所有権は全て委託者に帰属する。
- (8) 成果物が著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作物 (以下、「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物にかかる受 託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作 物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する 場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。